

業 務 内 容

- (1) 国民健康保険法等に基づく保険医療機関、保険医に対する診療報酬請求に関する指導・監査等
 - ア レセプトの事前チェック
指導対象医療機関の選定や個別指導及び監査の事前準備として、レセプトから請求上の問題点の有無等を確認
 - イ 個別指導
面談形式により、レセプトと診療録等を照合しながら診療報酬算定の適否を確認し、診療録の記録方法、算定要件等について指導
 - ウ 監査における事実確認、聴取への協力及び必要な場合の患者調査
個別指導で不正が強く疑われた医療機関に対して関東信越厚生局東京事務所と合同で実施
 - エ 集団指導等における講師
診療報酬請求実績が多い医療機関を対象とした集団指導等における保険診療ルールの説明、診療報酬改定時における改定内容の説明等
 - オ 国民健康保険審査会オブザーバー出席

- (2) 生活保護法及び障害者総合支援法に基づく指定医療機関等に対する医療扶助等に関する指導・検査（監査）等
 - ア レセプトの事前チェック
指導対象医療機関の選定や個別指導及び検査の事前準備として、レセプトから請求上の問題点の有無等を確認
 - イ 個別指導
面談形式により、レセプトと診療録等を照合しながら診療報酬算定の適否を確認し、診療録の記録方法、算定要件等について指導
 - ウ 検査（監査）における事実確認、聴取への協力及び必要な場合の患者調査
個別指導で不正が強く疑われた医療機関に対し実施

- (3) 事務職員に対する助言・指導
 - ア 事務所職員に対し、指導・監査（検査）を行う際の医療上の疑義に関する指導や助言